

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 72 条第 1 項	測量又は調査のための土地の立入り等の認可	市街地整備課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 測量又は調査のため他人の占有する土地に立ち入ることの必要性が明確であること。
- (2) 認可申請する者が、土地区画整理法第 3 条第 1 項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、組合を設立しようとする者、又は同条第 3 項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者であるときは、当該者の事業施行の意思が明確であり、かつ、事業認可に向けて作業中であること。
- (3) 測量又は調査のための立入方法及び内容が、所有権、地上権等の権利を侵害するものでないこと。
- (4) 立入りの対象が土地だけに限られるものであること。
- (5) 区画整理事業を実施しようとする土地が盛岡広域都市計画区域の市街化調整区域内にあるときは、当該土地が「位置を特定して市街化区域への編入を保留する区域」内にあること又は当該土地について盛岡市開発指導要綱（平成 17 年 12 月 22 日告示第 463 号）に基づき「位置等に関する事前指導申請」を了していること。

2 標準処理期間は、14 日とする。